

## 秋田県と株式会社KADOKAWAの連携と協力に関する協定

(疑義の決定)

第5条 この協定にない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲乙協議して定めるものとする。

秋田県(以下、甲といふ。)と株式会社KADOKAWA(以下、乙といふ。)は、相互の連携により、秋田県内の地域の活性化と県民サービスの向上に資するため、以下のとおり連携と協力に関する協定(以下「協定」といふ。)を締結する。

甲乙両者は、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保管する。

平成26年3月26日

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が相互に緊密な連携と協力をすることにより、秋田県内の地域の資源や可能性を生かし、秋田県内の地域の活性化と県民サービスの向上を図ることを目的とする。

甲 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県知事

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達するため、秋田県内における次の事項について連携し協力するものとする。

乙 東京都千代田区富士見一丁目八番十九号  
株式会社KADOKAWA  
代表取締役社長

- (1)観光の振興に関すること
- (2)地域社会の活性化に関すること
- (3)教育・人づくりに関すること
- (4)文化振興に関すること
- (5)その他、地域の活性化に資すること

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、隨時、情報を交換し、協議をおこなうものとする。

3 甲と乙は、第1項各号に定める事項を推進するにあたり、秋田県内の自治体や民間事業者等との連携が図られるよう努めるものとする。

(期間)

第3条 この協定は、締結の日から発効し、有効期間は、平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも協定の終了について申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

(協定の見直し)

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議し合意の上、甲乙の記名捺印又は署名のある書面により、その内容を変更するものとする。